

危険物新聞

第 232 号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
 発行人 川 井 清 治 郎
 大阪市西区西長堀北通1丁目
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717.5910
 定価 1部 20円

大阪府取扱者試験合格発表 4類43.8%、丙種87.5%

大阪府では、3月25日実施した危険物取扱者試験結果を4月18日次のとおり発表した。

種 類	申請者 人	欠席者 人	実受験者 (A)人	合格者 (B)人	合格率 % (B/A × 100)
乙種 第4類	5,591	463	5,128	2,248	43.84
丙 種	2,063	116	1,947	1,705	87.57
合 計	7,654	579	7,075	3,953	／

合格者には5月25日大阪府職員会館で免状を交付する。なお、受験申請者中、欠席者は乙種4類で8.3%、丙種は5.6%で、乙種4類の欠席者が相も変わらず多く（他の資格試験と比較しても非常に欠席率が高い）不真面目さを物語っている。

■高圧ガス作業主任者（丙種化学、第3種冷凍機）試験
 5月27日、大阪商大で実施、詳細は大阪府計量安全課電
 41-0351)

次は6月3日 近大で乙種第4類実施

大阪府の次の試験は6月3日近畿大学で実施する。

願書受付 5月28、29日

場 所 大手前会館

講習は14日から受付

講習会は5月21日から6月1日まで延5回実施、受付は7頁に記載。

京都では6月3日、乙4と丙

京都府では6月3日（日）京都市と舞鶴市で、乙種第4類、丙種の試験を実施する、願書は5月7日から9日まで消防防災課で受付ける。

	(種類)	(試験日)	(受 付)
兵庫県	乙4、丙	6月17日	5月1日—10日
奈良県	甲、乙、丙	6月3日	5月14日—19日

■2級ボイラー技士講習

6月4日から7月9日まで、府立工業技術研究所で行われる。受付は5月14日から17まで、詳細は技術研究所技術相談課（電443-1121）



情熱の新発売！ ヤマト消火器

ヤマト

エクセル

EXCEL

蓄圧式ABC粉末消火器

移動タンク貯蔵所 (タンクローリー)
**技術基準の
 運用指針制定**

昭和46年6月危険物関係法令の一部改正によりタンクローリーの技術基準が大巾に改正され、その運用について一部通達がでていたが、このほど消防庁より運用指針を都道府県宛通達した。

指針のうち「類別、品名、最大数量の表示」については4月1日付実施で次のように改正された。

危険物の類、品名及び最大数量の表示

(令第15条第1項第17号関係)

危険物の類、品名及び最大数量の表示について留意すべき事項は、次のとおりである。

1 表示内容

1-1 表示する事項のうち、品名のみでは当該物品が明らかでないもの(例えば、第1石油類、第2石油類等)については、品名のほかに化学名又は通称物品名を表示すること。

1-2 表示する事項のうち、最大数量については、指定数量が容量で示されている品名のものにあつてはkgで、重量で示されている品名のものにあつてはkgで表示すること。

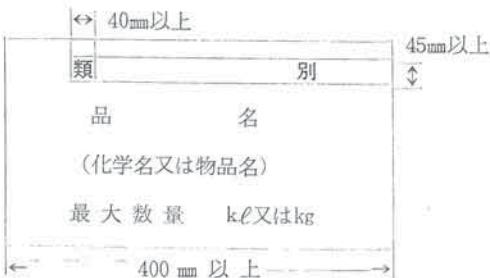
1-3 1の移動貯蔵タンクに2以上の種類の危険物を貯蔵(以下「混載」という。)するものにおける表示は、タンク室ごとの危険物の類、品名及び最大数量を掲げること。

2 表示の大きさ等

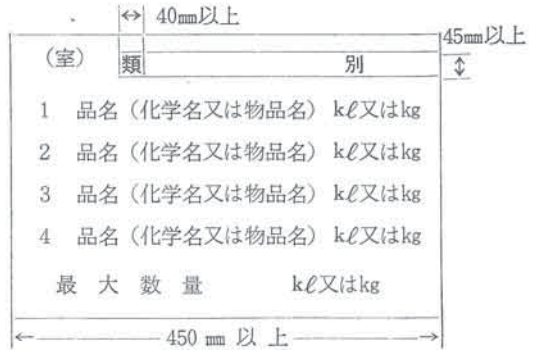
2-1 表示の大きさは、第15-1図に示すものを標準とすること。

第15-1図 表示の大きさ

(1) 1の移動貯蔵タンクに1種類の危険物を貯蔵する場合



(2) 混載の場合



2-2 表示する文字の字体、大きさ及び色は、次に掲げるものを標準とすること。

2-2-1 文字は、丸ゴシック体とすること。

2-2-2 文字の大きさは、45mm×40mm以上を標準とすること。ただし、混載の場合の品名の文字の大きさは、20mm×20mm以上を標準とすること。

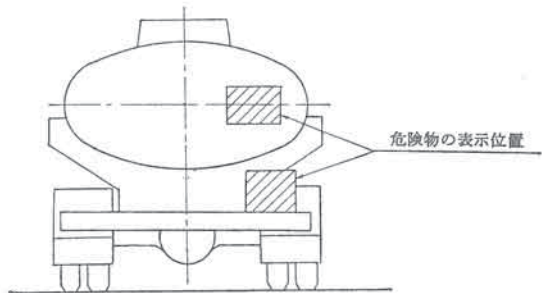
2-2-3 文字の色は、黒色(マンセル記号N-1.0)とすること。

3 表示の方法

表示は、直接タンク後部の鏡板に行なうか又は表示板に行なうこと。

4 表示の位置

表示の位置は、タンク後部の鏡板又は移動タンク貯蔵所後部の右下側とすること。ただし、移動タンク貯蔵所の構造上、当該位置に表示することができないものにあつては、後面の見やすい箇所に表示することができること。(次図参照)



5 表示板の材質

表示板の材質は、金属又は合成樹脂とすること。

6 表示板の取付方法

表示板は、4に定める位置に溶接、リベット、ねじ等により強固に取り付けること。

北九州で病院焼く 患者 13 名死亡

3月8日午前3時20分頃、北九州市Y病院より出火鉄筋コンクリート造5階建1棟6,270平方メートルのうち890平方メートルを焼損し、死者13名、負傷者3名をだした。

多数の死者をだしに理由として

- (1) 消防機関への通報が遅れた。
- (2) ダクトスペースを通じて瞬時に大量の煙が4階に進入して室内外に充満し避難活動が困難であった。
- (3) 患者の避難活動が適正でなかった。
- (4) 消防隊到着時の情報提供が悪かった。又、延焼拡大の理由として

1階産婦人科分べん室内にある休養ベッド付近のカーテン、間仕切り壁を焼き、天井部分に入り拡大したものと推定される。その後火煙は、天井部分とダクトスペース間に隔壁がないため(空間が3.5m×1.0m)火がダクトスペース内に入り、ダクトスペース内の電気配線を一気に焼きながら4階まで炎上していたものと推定される。

そして、各階の天井内へ燃え拡がり、天井が焼け抜けるとともに各病室とも火災となったもので、延焼拡大の最大理由は、天井裏部分とダクトスペースとの埋戻しなどがなかったことによる。

今後の対策として

- (1) 各病棟(病室)に避難路およびバルコニーなどによる避難場所を検討すべきであること。
- (2) 各病棟周辺に梯子車の接近可能な空地を保有することについて検討すべきであること。

- (3) 各病棟には、自動閉鎖機構を備えた防火シャッターによる防火区画を検討すべきであること。
- (4) 特定病室などには、スプリンクラー設備などの設置強化を検討すべきであること。
- (5) 各階毎に防火区画を設置するとともに、とくに貫通部の埋戻しを確実に実施すること。

タンク解体中に残油引火 溶断時の安全措置全く無視

2月20日午後5時30分頃、京都市南区のスクラップ加工所で10,000リットルタンクを溶断中に、残存灯油に引火し、灯油100リットルと周囲の雑品を焼いた。

このタンクは灯油を収納していた地下タンクで、不要になったため掘起し、スクラップ加工所へ解体を依頼した。(依頼したというより建築請負業者が処分に関わり、スクラップ加工所の引取り拒否にもかかわらず、16日に無理矢理にトラックで持ち込んだ)

加工所では仕方なく解体にかかることにしたが、事前に残油の確認、不燃ガス置換等の安全対策は講ぜずに溶断バーナーで作業にかかった。

19日にはとりあえずタンク上部に3カ所穴をあけた。

翌20日にはタンクサイドに、更に下部に穴を開けたところ残油が漏れだし、溶断火でタンク被覆のアスファルトルーフィングが燃えだした。しかし作業には大して差し支えないものと溶断作業を続けたところ、残存灯油に引火し炎上したものである。

なお地下タンクを廃止して掘り起す時点で施主は所轄消防署より処分方法について種々注意をうけていたが、請負業者並に処分業者にその指示がされていなかったためこのような事故になったものである。

安全な社会環境づくりに奉仕する

近代社会の繁栄は
産業・文化の発展に
支えられたものであると同時に
〈防災〉によって支えられたもの。
防災事業が果たす役割とは——
『ハツタの自覚』の原点。

消火器・消火装置の総合メーカー



株式会社 初田製作所

本社・工場



大阪府枚方市招提田近3-5 丁573
電話 0720-56-1281(代)

大阪営業所 電話 06-473-4821-4
堺出張所 電話 0722-21-3444

大気汚染をオートメ監視

— 大 阪 市 —

大阪市はグリーン・エア・プラン（空気浄化計画）のひとつとして、2月12日から市内の主要工場と、西区江之子島にある市環境汚染監視センターをテレメーターで結び、大気汚染の発生源を、常時オートメ監視し、公害工場を厳しく取り締まることにした。

この装置は、監視センターにいながら各工場の燃料油の使用量や、煙突内のいおう酸化物濃度がこまかくわかり、異状があれば専用電話でいち早く指導ができるというシステム。測定器は煙突内に取り付けられていて有線で接続、データを自動的に監視センターに伝送させてコンピューターとも結び、1.工場が指示通りのいおう分の少ない重油を使っているか。2.いおう酸化物の排出基準を守っているかなど、質と量の両面から監視する。

設置された工場は、関西電力大阪発電所や同春日発電所、大阪ガス西島、北港両工場、住友金属工業製鋼所、中山製鋼所など1日に10kl以上の重油を使う52社55工場、市のテレメーター設備費は約1億6千万円で、企業側も1工場平均約250万円を負担し、いおう酸化物濃度測定器85台や酸素濃度測定器57台、排出ガス流量計12台など計408台を設置した。

これら55工場の重油使用量は、市内の全使用量の約80%にあたり、こんどの終日監視で大気汚染源の大部分が規制を受ける。スラッグ注意報が発令されたときも、専用電話でセンターから各工場に重油使用量の制限を折り返し指示することもできる。

市環境保健局は、新年度から49年度にかけて、光化学スモッグの原因とみられる窒素酸化物の排出量を、集中的に監視できる測定器も設ける計画のほか、中小工場にもテレメーターを取り付ける予定である。

会員のこえ

危険物運搬車の標識について

最近あちこちで危険物運搬車両の検査がヒンパンに行われ、なかなか手きびしい取締りが行われていますが、これが交通災害防止の一助になるのであれば、われわれとしても賛辞をおしまないものです。

危険物運搬車の整備のうちに、危険表示の標識がありますがこの標識についてあえて当局に苦言を呈します。

私どものタンクローリーに濃硝酸があります。これは消防法でいう危険物であるとともに、毒物劇物取締法の適用もうけます。いきおい消防と毒劇の標示が必要で、前者はタンク後部に「白地黒文字で類別品名数量」を、車両の前後に「黒地に黄色反射文字で危」の標識を、後者では見にくいところに「赤地白文字で医薬用外劇物」車両の前後に「黒地に白字で毒」と標示するように定めています。

危険性からみて両法の適用をうけることはやむを得ないとしても、もう少し両当局が話し合いの上でこれらの標識について調整ができないものでしょうか。

標識のサイズ、標示個所、標示の方法等が調整されると標示の趣旨も徹底し、又標示もしやすく整備されるものと思われれます。（大阪市内 運送業）

ドラム缶、石油缶の表示について

私の会社では石油製品や塗料を若干使用していますが、購入したときに容器に表示のないものがよくあります。仕入先にいいますとメーカーの方で書いてくれませんので逃げてしましますが、矢張り容器に充填したところでハッキリと表示をしてもらいたいものです。

ユーザーは規定の表示がされていない危険物は買わない。荷受けしない。という強い態度で充填者の表示励行強力に推進することを提案します。（大阪市内 工場危険物取扱者）

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
泡・ガス・エアホーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
齊田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル（株）
ヤマト消火器（株）

代理店

株式会社

三和商会

TEL 06 (443) 2456

質問コーナー

火災予防条例について

〔質問〕

大阪市火災予防条例が数年前から改正される今年こそは改正されると聞いていましたが一向に改正されないようです。一体どうなっていますか。

又、消防法の立法趣旨からみても、少量危険物の貯蔵取扱いの設備基準をあまりシビヤに規制されるのはどうかと思います。ところが現在市町村によっては指定数量以上と同様にとりあつかわれているところもありますが、又、標識等も市により異って不便で仕方ありません。隣接市で標識の異なる理由がわかりません。

御当局は一体何を考えているのか、その良識をうたがいたくなります。

〔回答〕

① 大阪市火災予防条例は数年前から改正のため事務当局で改正案がつくられています。ところが同条例と密接な関係のある消防法施行令や同施行規則が改正され、いきおい条例改正案がやり直しとなり今日までのびのびとなっていました。先般国の方で火災予防条例準則を定めましたので、大阪市でもこれを参考に改正案を作成、いよいよ次の市会に提案されるようです。

② 貴説のとおり指定数量未満の危険物については消防法第9条の3により、その貯蔵取扱いの技術上の基準を市町村で定めるものであって、指定数量以上の、いわゆる消防法第11条の規制とは本質的に異なるものである。

しかし、火災予防の見地から、貯蔵取扱いの技術基準に構造、設備も含まれるものと解釈され、少量危険物の構造、設備の基準も一部規制されているのが現行火災予防条例の姿であります。又、市町村ごとのローカルカラーは必要かもしれませんが、標識、掲示板等にはその必要もないようですから、今後は少量危険物の標識も統一がはかれるものと予想されます。

また、無許可施設のうち、4件(26.6%)が他へ延焼しており、この比率は許可施設の他への延焼率(5.3%)に比べ高くなっている。

無許可施設の火災に伴う死者は4人で火災1件に対する死者および負傷者の割合は、それぞれ0.26人、0.87人となっている。これは、許可施設の火災1件に対する死者0.09人および0.49人の割合に比べ非常に高くなっている。

危険物を容器に入れて運搬中に、運搬方法や積載方法が適正でないため容器が破損し、火災となったものは、7件ある。

なお、危険物施設のうち移動タンク貯蔵所(タンクローリー)の火災は6件あるが、移送中に火災となったものは3件ある。

18才未満の受験資格について

〔質問〕 18才未満の者が危険物取扱者の資格を取得し、危険物保安の監督者として選任され、危険物取扱作業ができますか。

〔答〕 消防法では危険物取扱者試験の受験資格、保安監督者選任資格に年齢制限はありませんが、労働基準法第63条2項により、18才未満の者は、女子年少者労働基準規則第8条で、爆発性、引火性等の危険物品を取扱う作業に従事することが禁止されています。

いきおい甲種、乙種取扱者試験受験資格の危険物取扱経験に抵触しますので、受験できないものと解釈されます。丙種は受験できますが、資格をとっても取扱うことができないとすると無意味の資格でしょう。

甲種、乙種の取扱者資格がとれないとすると、保安監督者に選任することもできないこととなります。

《安全(消防・危険物)関係図書で紹介》

火災便覧

編/日本火災学会

発行/理化書院

広範に渉り火災に関する知識を収録されているので何らかの形で火災に関連ある業務についている実務家、研究者の参考書に適している。

〔内容項目〕

基礎科学/火災気象/統計/火災危険/建築火災現象/消火通報設備/建築防火/都市防火/消防/森林火災/犯罪と火災/規程類/

危険物安全輸送便覧

編/危険物安全輸送研究委員会

発行/車輛電気協会

本書は危険薬品の安全輸送に関する実務的な便覧で内容は一品目毎に専門知識や取扱法、事故発生時の処置など簡潔平易に解説されている。その他関係法令なども収録されているので輸送業務にたずさわる実務家の参考書

化学安全工学

著作/北川徹三

発行/日刊工業新聞社

化学工業に最も関係深い防爆について、災害発生の原因と経過についての正しい認識と適正な防止対策技術のための安全工学の入門書

〔内容項目〕

化学工業と安全工学/危険物質の分類/物質の危険性とその測定方法/燃焼および爆発の理論/発火源とその対策/危険性物質の取扱方法/高圧ガス災害/

解説

防爆電気設備(その2)

電気機器防爆構造の表示

防爆構造の電気機器には本体の見やすい位置にそれぞれの規格による表示のほかつぎの防爆構造表示が添付されている。なお、防爆構造別の記号は第3表のとおり。

(1) 防爆構造の種類ならびに対象とする爆発性混合気体の爆発等級および発火度の記号をしるした表示板。

ただし、爆発等級に関係なく適用される構造の電気機器については、爆発等級の記号は省略されている。

(注) 爆発等級および発火度の記号は、その記号を表示した電気機器が当該爆発等級および発火度以下の爆発性混合気体に対してその安全性を保証している。

(2) 二種以上の防爆構造の組み合わせられた電気機器は、その主体部分の防爆構造記号を表示する。

ただし、取扱上または安全性を保証するために必要な場合は、各防爆構造の記号を併記する。

(3) 防爆構造の記号を一括して表示する場合には、防爆構造の種類、爆発等級および発火度の順に行なう。

防爆構造の記号を一括して表示する場合には防爆構造の種類、爆発等級順に次例に示すとおり記載される。

〔例〕。アセトアルデヒドに対する耐圧防爆構造 d1G4

第3表 各種防爆構造の記号

内容説明	記号例
耐圧防爆構造	d
内圧防爆構造	f
油入防爆構造	o
安全増防爆構造	e
特殊防爆構造	s

- 水素に対する耐圧防爆構造 d3aG1
- アセチレンに対する内圧防爆構造 fG2
- 耐圧防爆構造のスリップリングを有する安全増防爆構造の誘導電動機でベンゾールに対するもの ed1G1

以上で、爆発性混合気体を発生、または発生するおそれある危険場所、およびそこで使用するに際し安全性を保証される電気機器について参考基準をのべたが、消防法令では、電気工作物に係る法令の規定によるよう規制されているので、電気設備技術基準 第208条による設備を要求している。

しかし同基準は、適応範囲、種別等について具体的に示していない。

いずれ具体的な基準が示される予定であるので、当分の間危険場所における電気機器の設置および管理は、危険状態の形成条件、すなわち可燃性ガスまたは蒸気の危険性(発火点、爆発性、拡散密度、安全スキ間等)発生の条件(量、室温、ガス蒸気の温度、室の広さ等)流出の条件(通気、換気、気象条件など)、を総合したうえで設置者の積極的な保安上の判断により使用するよう心がけるべきである。

電動機

危険物製造所などで使用する防爆構造の電動機は、前項に示す危険等級の爆発性混合気体に対して、安全性が保証されたものでなければならない。

しかし、防爆構造の種類によって、安全性の程度はもちろん、保守の難易経済性などに著しい相違点がみられる。

たとえば、内圧防爆構造の電動機は点火源となるおそれのある部分には常に新鮮な空気または不燃性ガスを充滿させ爆発性混合気体の侵入を防止した構造であるが、もし保護気体中に爆発性混合気体が混入した場合の安全性は保証されていない。

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー



保険付

家庭用万能消火器 ビーナズ

信頼のマーク



梯子消防車

消防ポンプ車

保険付消火器

クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道

したがって内圧防爆型の採用条件としては、保護条件たる爆発性混合気体の混入しない新鮮な空気が、電動機設置場所の近くで容易に得られるかまたは、不燃性ガスが多量に入手できるなどの環境条件が必要となる。

耐圧防爆構造の電動機は、全閉構造で電動機内に侵入した爆発性混合気体が引火爆発しても、その爆圧に耐え、かつ外部の爆発性混合気体に引火するおそれのない、すなわち爆発性混合気体に応じた火災逸走限界以下のスキ（1.2.3等級のいずれかの目的に応じた）とした全閉構造となっている。

したがって構造が複雑で堅固にできているため、保守に手間がかかり、重量もかなりおもくなる。

また、安全増防爆構造の電動機は温度上昇、絶縁などに普通型電動機より安全度を増加したもので、耐圧防爆構造または内圧防爆構造と異なり、かりに電動機が故障や破損を起こし、点火源となった場合の防爆性は保証されていない。

それだけに他の防爆構造の電動機に比べて安価である。

防爆構造の電動機を使用するにあたって、これらのうちの種類を選定するかについては、環境条件、経済性などのほか電動機の使用条件などについても十分検討のうえ決定することが必要である。第 4 表に各危険場所に適する電動機の防爆種別を記載する。

第 4 表 各危険場所に適する防爆構造電動機の種別

危険場所	防爆構造		安 全 増	
	耐圧	内圧	600V以下	600Vこえる
第 1 種場所	○	○	(注) △ 1.2.3	(注) △ 3
第 2 種場所	○	○	(注) ○ 1.2.3	(注) ○ 3

(注) ○：適するもの

△：使用してもさしつかえないがなるべくさげたいもの。

1. 全閉構造とする。
2. 熱動形過負荷継電器（三相誘導電動機の場合は単相運転防止できるもの）または、これと同等以上の過負荷保護装置を設けること。
3. スリップリング、整流子などは、耐圧または内圧構造

内圧防爆構造

内圧防爆構造の電動機は次に掲げる構造および性能（適応性）を有するものである。

(1) 内圧防爆構造の電動機は爆発等級 3、発火度 G 1～G 5 のものに対して適応性をもち、耐圧防爆構造のものでは適応性のない危険場所にも使用可能なものである。

(2) 内圧防爆構造は、通風式、封入式に分けることができ、通風式はおもに回転電動機に、封入式は静止機器に適用され第 1 種、第 2 種各危険場所に使用される。

耐圧防爆構造

耐圧防爆構造は次に掲げる構造および性能を有する。

(1) 耐圧防爆構造は原則として、爆発等級 1～2・発火度 G 1～G 4 に該当する爆発性混合気体の存在するおそれある場所に適応するものである。ただし、すべり軸受付き電動機の爆発等級は 1 であり、爆発等級 2 のものに対しては使用できない。

(2) 発火度 G 5、爆発等級 1～2 の範囲は、電動機容量、爆発性混合気体、危険等級および危険場所などを考慮して耐圧または内圧防爆構造とする。

(3) 電動機容量と防爆構造との適用範囲の関係は第 5 表に示す。

第 5 表 容量による適用

容 量	防 爆 構 造
中 容 量 まで	耐 圧 防 爆 型
大 容 量	内 圧 防 爆 型

安全増防爆構造

一般に電動機は、接触不良あるいは過負荷による焼損などの事故があった場合、火花を発生するおそれがあるので事故発生を防止するため、構造上または温度上昇の点で、その能力に余裕をもたして安全度を増加したものを安全増防爆構造という。

ただし、この構造は、耐圧および内圧防爆構造とちがって、万一巻線部分などに故障を生じた場合は、防爆性の保証はされていないので、とくに第 1 種危険場所での使用は好ましくない。

安全増防爆構造の電動機は次に掲げる場所に適応する。

(1) 安全増防爆構造の適応する発火度は原則として G 1～G 3 とする。

(2) 使用場所は第 2 種危険場所とする。

講習受付場所と日時

(受付場所) (日 時)

岸和田市火災予防協会	5 月 14 日午後 1 時～4 時
豊中危険物防火安全協会	5 月 14 日午後 1 時～4 時
堺市危険物協会	5 月 15 日午前 10 時～午後 4 時
茨木市災害予防協会	5 月 15 日午前 10 時～午後 4 時
守口防火協会	5 月 16 日午前 9 時 30 分～正午
東大阪市西防火協力会	5 月 16 日午後 1 時 30 分～4 時
大阪府危険物品協会 連合会事務局	5 月 18 日午前 9 時～午後 4 時

大阪消防に予防部新設

予防部長に恩田氏、指導課長に中田氏

大阪市消防局に念願の予防部が新設され、総務、予防、警防の三部制となり、大巾な人事異動が行われた。

初代予防部長には恩田一則氏が、また危険物主管課の指導課長に中田伝氏が発令された。

□消防正監の部

▷総務部長 樫田輝正(交通局営業部長) ▷予防部長 恩田一則(防災設備課長) ▷警防部長 赤松貞亮(機械課長)

▶環境保険局次長 田万侃(総務部長)

▶退職 竹内敏雄(警防部長)

□消防監の部

▷人事教養課長 中瀬日出夫(東京事務所次長)▷消防学校長 喜岡政義(西署長)▷総務部主幹 仲野広治(総務部主幹)▷予防課長 米谷重雄(指導課長)▷指導課長 中田伝(警備課長)▷防災設備課長 巽健治(建築局工事課長)▷警備課長 松本七郎(城東署長)▷警備計画課長 杉村喜久男(警備課長)▷北消防署長 本田武義(南署長)▷東消防署長 藤田浅太郎(東住吉署長)▷西消防署長 中谷秀雄(阿倍野署長)▷南消防署長 堀田忠男(東淀川署長)▷東淀川消防署長 東博人(西淀川署長)▷生野消防署長 中渡瀬宣男(水上署長)▷城東消防署長 森田耕市(予防課長)▷東住吉消防署長 山西朝男(生野署長)▶市長部局へ出向 広瀬純雄(人事教養課長)

□消防司令長の部

▷総務部主幹 樹野喬(東住吉副署長)▷総務部主幹 国貞拳吾(警防部主幹)▷機械課長 矢ヶ部俊高(消防学校長)▷警防部主幹 座波清秀(総務課主査)▷警防部主幹 大西輝和(総務課主幹)▷福島消防署長 中尾浩(総務部主幹)▷大正消防署長 吉川幸一郎(警防部主幹)▷東成消防署長 高杉宇三郎(福島署長)▷西淀川消防署長 心得 国本篤弘(庶務係長)▷阿倍野消防署長 心得 林勝美(人事係長)▷水上消防署長 心得 光崎一夫(天王寺副署長)▷庶務係長 十河将博(水上副署長)▷企画係長 谷口幸雄(教養係長)▷査察係長 熊野昭一▷警備係長 今西俊之(企画係長)▷生野副署長 造田隆明▷城東副署長 成尾重敏▷東副署長 山本大吉(計理係長)▷東住吉副署長 栄明(東副署長)

□司会の部

▷計理係長 新堂衛(総務課)▷人事係長 黒川一夫(警備計画課)▷教養係長 小川徳一(厚生係長)▷厚生係長 秋田正己(警備課)▷建築係長 梶井千澄(防災設

備課)▷指導係長 高橋毅(警備第2係長)▷主査 橋本英太郎(東成司令)▷警備司令 井谷稔(警備第1係長)▷警備司令 高山久男(生野司令)▷指令第2係長 吉田美次(北司令)▷調査係長 松下保(建築係長)▷航空隊長 滝本京作(警備司令)▷主査 岡谷克己(警備課)▷主査 松尾武夫(人事教養課)▷北司令 大塚利朗(調査係長)▷都島司令 藤田金吾(北)▷福島司令 河合五郎(東成)▷港司令 奥田正治(東住吉)▷天王寺副署長 竹之内厚吉(旭司令)▷東成司令 北野義雄(機械課)▷生野司令 西尾昌彦(警備計画課)▷旭司令 三上定明(此花)▷水上副署長 立石一男(指導係長)▷水上司令 川西正勝(警備課)

大阪市危険物品協会 役員会(総会)

30周年記念事業としてハンドブック発行

大阪市危険物品協会では、4月17日ガスビルで総会に代る役員会を開催、昭和47年度事業報告、決算報告、昭和48年度事業計画、予算を決定した。

その事業計画によると、創立30周年を迎え、記念事業として、秋に記念講演会を開催、また危険物ハンドブックを編集発行の予定である。

また会則の一部を改正し、評議員を理事に、事務局長を専務理事とし、松村事務局長を専務理事に任命した。

河内長野市危険物取扱者部会

同市協会危険物取扱者部会では、3月23日和歌山県東亜燃料KKを視察研修会を催した。麻部会長以下会員48名、又消防本部より林次長外係員も参加した。

(お知らせ)

タンクローリー説明会

移動タンク貯蔵所(タンクローリー)の構造設備技術基準の一部が改正され、3月12日付で、[※]技術基準に関する指針、が発令されましたので、5月中旬、次により説明会を開催しますから、希望者はお申し込み下さい。

▷とき 5月中旬

▷ところ 大阪市内(会場未定)

▷内容 (1) 技術基準指針について

(2) 取扱者乗車制度と街頭検査の動向について

▷申込方法 電話(531-5910)で社名、人員を申込んで下さい。申込者には後日〔日時、会場〕を連絡します。申込締切は5月9日。

▷対象 大阪市危険物品協会々員に限る。